



特定不妊治療費の助成について 魚津市

魚津市では、特定不妊治療費用の一部を助成し、出産を望むご夫婦に経済的な支援を行います。

ご注意

《助成の対象となる方》①から⑤のすべてに該当する夫婦です

- ① 指定医療機関で体外受精や顕微受精の治療を受けた夫婦
(配偶者以外の第三者からの精子や卵子提供は不可)
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦
- ③ 健康保険に加入している夫婦
- ④ 申請日に、夫婦が魚津市に住所を有し、かつ、どちらかが1年以上居住している方
(ただし、単身赴任などで別居している場合は、妻が上記の条件を満たしていること)
- ⑤ 助成を受けようとする治療の開始時年齢(妻)が、43歳未満の夫婦
(平成29年4月1日から適用)

平成29年度から、
助成を受けようとする治療の
開始時年齢(妻)が43歳以上
の夫婦は対象外となります。



《助成の対象となる費用等》

指定医療機関(富山県の指定医療機関に準じる)で受けた、体外受精や顕微受精の治療費のうち
ご本人が負担された分

- ・医療保険適用外で不妊治療(体外受精、顕微受精)にかかった費用(治療一連における判定費を含む)
- ・不妊診断のための検査費、食事療養費、文書料、差額ベッド代など治療に直接必要ない費用は除く
- ・医療保険、健康保険など社会保険負担分は除く
- ・富山県不妊治療費助成金ほか助成金がある場合(未申請でも要件に該当する場合は含む)、その金額を除く

《助成金額・上限》 年間30万円を上限(ただし1回の助成限度額は20万円)

《申請期限》治療が終了した日が属する年度の末日(毎年4月1日～3月31日までの期間)

※ただし治療を終了した日が3月15日以降の場合は、申請期限を4月中旬までに延長します。
その場合、健康センターまでご一報ください。

《申請に必要な書類など》…… ①～④(該当する方は⑤も)を、健康センターへ提出ください。

- ① 特定不妊治療費助成金交付申請書
- ② 医療機関、院外処方薬局の発行する領収書
- ③ 治療を受けた方(妻)の健康保険証
- ④ 印鑑(シャチハタ不可)
- ⑤ (夫婦が同一世帯にない場合)戸籍謄本

「魚津市 HP 魚津市子育て
応援サイト(赤ちゃんが
欲しい)」をご覧ください

※①の申請書様式は、魚津市HPからダウンロードできます。医療機関証明欄は、医療機関に記入してもらいます。

日数がかかる場合がありますので、余裕をもって医療機関に依頼ください。

※他の助成金がある場合は、申請書等の写しを提出してください。

《男性不妊治療について》

平成28年度から、男性不妊治療(夫から精子を回収する治療)の一部費用を助成しています。

〈対象〉上記①～⑤に加え、⑥指定医療機関または指定医療機関から紹介を受けた医療機関で、精子を精巣
または精巣上体から採取するための手術を受けた夫婦

〈助成金額・上限〉 年間15万円を上限(保険対象外治療費から県助成金を除いた費用に対し助成)

※ 詳細は、魚津市健康センター(電話 24-3999)へお問い合わせください。

問合せ先：魚津市健康センター(魚津市吉島1165 TEL 0765-24-3999)

月～金 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始、休み



特定不妊治療指定医療機関（富山県の指定医療機関に準じる）

| | | | |
|-----|---------------|-----|--------------------|
| 入善町 | あわの産婦人科医院 | 東京都 | 梅ヶ丘産婦人科 |
| 富山市 | 富山県立中央病院 | | 加藤レディースクリニック |
| | 富山赤十字病院 | | 東邦大学医療センター大森病院 |
| | 小嶋ウイメンズクリニック | | 東京慈恵会医科大学付属病院 |
| | 女性クリニックWe富山 | | 医療法人社団生新会木場公園クリニック |
| 高岡市 | あいARTクリニック | | 立川ARTレディースクリニック |
| 石川県 | 金沢たまごクリニック | | 医療法人社団杉四会杉山産婦人科 |
| | 永遠幸レディースクリニック | | 聖路加国際病院 |
| | 鈴木レディースクリニック | | リプロダクションクリニック東京 |
| | 石川県立中央病院 | | 京野アートクリニック高輪 |
| | 深江レディースクリニック | | オリーブレディースクリニック麻布十番 |
| | | | 浅田レディース品川クリニック |

他道府県の指定医療機関は、富山県 HP をご覧ください。



魚津市特定不妊治療費助成 Q & A

Q. 魚津市に住んで11月1日で1年になります。治療が終了したのは10月25日で、終了時点では1年経っていません。11月1日に申請に行こうと思いますが、対象となりますか。

A. 申請日時点で住民となって1年以上たっていますので、対象となります。

Q. 魚津市に住んで2年になりますが、住民票を移していません。

A. 実際に住んでいても、住民票のない方は対象となりません。



Q. 29歳です。初めて特定不妊治療を受け、体外授精の治療で55万円かかりました。助成金はいくらですか。

A. 初めての治療の場合、県から30万円が助成されると思われます。治療費55万円から30万円を引いた残り25万円に対し助成するので、1回あたり上限額の20万円が助成金となります。なお、治療内容で県助成金額が異なりますので、先に県（新川厚生センター魚津支所：電話 0765-24-0359）で県助成金を申請後、健康センターへおいでください。

Q. 治療期間は、令和2年12月26日から令和3年4月4日です。申請の年度はどうなりますか。

A. 治療終了日が属する年度の末日が期限です。終了日は4月4日なので、令和3年度（R3.4.1～R4.3.31）が申請の年度になります。早目の申請をお願いいたします。

Q. 令和3年8月1日に治療開始し、9月30日に治療終了しました。私（妻）は、令和3年8月25日で、43歳になります。助成金はもらえますか。

A. 治療開始日（8/1）では42歳なので、助成対象です。令和3年度中（R3.4.1～R4.3.31）に申請ください。

Q. 男性不妊治療終了後、特定不妊治療を受けました。両方要件を満たしていますが、助成を受けられますか。

A. 受けられます。男性不妊治療分15万円と特定不妊治療分20万円（1回上限）で、上限35万円です。両方の申請書と添付書類をお持ちください。県助成金の対象の方は、先に県助成金を申請ください。

